



2016 年度(2016 年 4 月 1 日～2017 年 3 月 31 日) 申請要項

[2015 年度申請要項はこちら](#)

1. 趣旨

医学・薬学に関連する団体において実施される会合開催または年間活動等を対象とし、医学・薬学の教育およびその関連活動への支援を目的とします。

2. 支援可能な対象領域

次の対象領域が、団体の主要な教育およびその関連の活動である場合に申請できます。
移植医療、泌尿器疾患、自己免疫疾患、循環器系疾患、内分泌・代謝疾患、腎疾患、筋骨格系疾患、血液および造血器疾患、感染症、呼吸器系疾患、消化器系疾患、中枢神経系疾患

3. 対象活動

1) 国内で開催される医学・薬学に関連する会合開催

【例】①学会・研究会等の学術集会 ②講演会・シンポジウム等 ③市民公開講座

2) 国内に本部を有する医学・薬学に関連する団体の年間活動

【例】①学会・研究会等の年間活動 ②医学・薬学に関連する財団法人・特定非営利活動法人等の年間活動

なお、海外で開催される会合開催または海外に本部を有する団体の年間活動への支援を希望される場合は、事務局までお問い合わせください。

4. 対象外

1) 患者または患者家族の会、患者会の連合組織等で医療関係者^{※1}が役員^{※2}に就任していない団体

※1 医療関係者とは医療機関に所属する医師、薬剤師、看護師等を指します。

※2 役員とは代表、理事長、会長、理事、監事等。ただし、顧問や相談役は除きます。

上記の支援は、アステラス・スターライトパートナー（患者会支援）患者会助成の対象となりますので、詳細は、弊社ホームページの[アステラス・スターライトパートナー（患者会支援）活動](#)をご覧ください。

2) 重複支援と見なされる場合

【例】日本製薬団体連合会、日本製薬工業協会等、加盟業界団体の機関決定により弊社が寄附を行うもの

3) 弊社が学会セミナー等の共催費をお支払いする会合開催

4) 賛助会費

5) 弊社以外に寄附金拠出元がないもの

6) 他社が行う会合開催

7) 芸術・文化・スポーツに関連する活動

8) 個人の研究や留学等を支援する奨励・表彰事業（Award 事業）

5. 申請期間

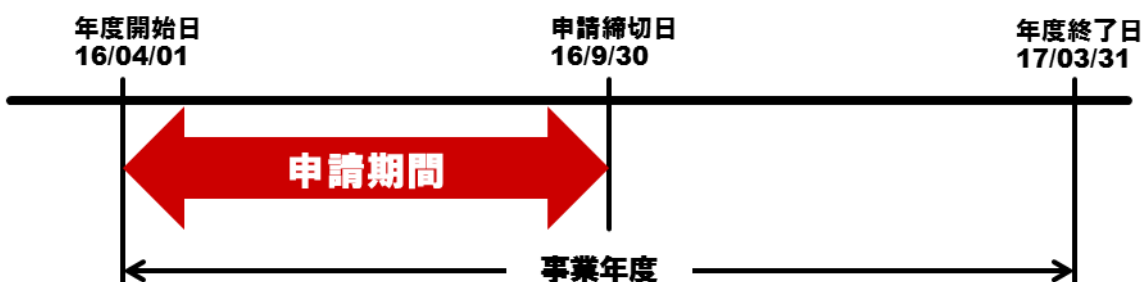
1) 会合開催の場合、開催日の1年前から3か月前までに申請してください。

例：会合開催日が2017年4月1日の場合



2) 年間活動の場合、事業年度開始日から6か月以内に申請してください。

例：事業年度開始日が4月1日の場合



なお、申請期間外の申請は受付できません。また、申請期間内にご申請された場合でも、新規のご申請等、審査期間が十分に確保できない場合は支援を見送らせて頂く場合がございますことをご了承ください。

6. 申請方法

当申請要項をご確認後、アカウントコード/パスワードを取得し、**申請入力**画面に必要事項を入力の上、下記必要書類を添付して、本サイトから申請してください。

1) 会合開催の場合

① 寄附趣意書・募集要項等

(団体等の名称、開催日時、開催場所、開催目的、プログラム、募金する理由、参加人員、免税措置の種類、寄附金振込み先、組織、役員名簿、担当事務局等の情報が確認出来るもの)

② 会則または定款

③ 収支予算書

④ 前回の収支決算書(完成していない場合は、前々回の収支決算書)

⑤ 寄附申込書(作成している場合)

⑥ 公報・新聞記事・ポスター等(市民公開講座の場合)

2) 年間活動の場合

① 寄附趣意書・募集要項等(団体等の名称、募金する理由、免税措置の種類、寄附金振込み先情報が確認出来るもの)

② 会則または定款(組織、役員名簿を含む)

③ 今年度事業計画書

④ 今年度収支予算書

⑤ 前年度事業報告書

⑥ 前年度収支決算書

⑦ 寄附申込書(作成している場合)

7. 申請から決定までのプロセス



1) 申請は、本サイトより受け付けます。申請にはアカウントコード/パスワードの取得が必要です。その他の方法(郵送等)での申請は受け付けません。

2) 受付後、事務局より対象領域、活動内容等を確認させていただきます。申請内容によっては受理できないこともあります。

3) 審査は関連法規、業界ルール、社内規程等に沿って、弊社営業部門から独立した社内組織で実施いたします。

4) 決定後、支援の可否および支援金額は、本サイトの「申請照会」画面のメッセージ機能にてご連絡いたします。

なお、審査結果に対する異議申し立て、審査基準の開示請求、その他審査に関する情報開示請求はお受けすることができません。

8. 支払先

寄附金趣意書・募集要項に記載されている銀行口座に振り込みます。

9. 用途

- 1) プログラムの中止または大幅な活動の変更に伴う未使用の資金が確認された場合、Educational Support の全部または一部の返還をお願いすることがあります。
- 2) 申請内容と異なる目的・活動に使用した場合、Educational Support の全部または一部の返還をお願いすることがあります。

10. 報告

会合開催後または年間活動終了後 6 か月以内に、Educational Support を使用した会合開催または年間活動の決算報告書および事業報告書(年間活動の場合)を、本サイトの「申請照会」画面のメッセージ機能に添付してください。

11. 注意事項

- 1) Educational Support は、申請に基づき支援させていただくものであり、弊社から支援を提案することはございません。
- 2) Educational Support は、弊社製品の臨床研究に使用しないでください。
- 3) Educational Support を受領された場合、弊社の「[医療関係者等との連携活動に関するアステラス透明性ポリシー](#)」に基づき、支援先名称、支援金額等を公開します。
- 4) Educational Support の受領者は、利益相反に関する情報開示を求められた場合、当支援に関して適切に開示してください。
- 5) 決算報告書および事業報告書(上記 10.参照)が未提出の場合、次の申請を受付けることができません。

12. お問い合わせ

アステラス アカデミック サポートに関する質問は、本サイトの「お問い合わせ」よりお問合せください。

※お問い合わせにおきましても本サイトへのログインが必要となります。

[「お問い合わせ」](#)

申請内容に関する情報は、申請内容の検討、調査および連絡・対応に限定して利用するものとし、それ以外の目的で社外に開示、提供はいたしません。

[個人情報取り扱いについて](#)